

天理市告示第77号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき、天理市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

天理市長 並 河 健

出納取扱金融機関

金融機関の名称	指 定 年 月 日
株式会社 南都銀行	令和7年4月1日